(4)　高炉で用いる還元剤を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。

(5)　コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。

(6)　炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(7)　水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設において、異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(8)　令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設において、異物の除去、圧縮又は破砕その他の処理をし、当該製品を得ることにより再商品化がされる。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

別表第一

施設の種別	所在地
カレット化施設	北海道（七か所） 青森県（三か所） 岩手県 宮城県（二か所） 秋田県（三か所） 山形県（二か所） 福島県（三か所） 茨城県（三か所） 群馬県（二か所） 埼玉県（四か所） 千葉県（二か所） 東京都 神奈川県（三か所） 新潟県 富山県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県（二か所） 静岡県 愛知県（二か所） 三重県（二か所） 滋賀県 大阪府（四か所） 兵庫県（五か所） 岡山県 広島県（二か所） 山口県 徳島県 愛媛県（二か所） 福岡県（三か所） 佐賀県 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県（二か所） 沖縄県（五か所）

別表第二

施設の種別	所在地
製紙原料等を得るための施設又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設	北海道（八か所） 宮城県（二か所） 埼玉県（二か所） 千葉県（六か所） 東京都（三か所） 神奈川県（三か所） 新潟県（二か所） 富山県（四か所） 石川県 長野県（二か所） 岐阜県（四か所） 静岡県（三か所） 愛知県（八か所） 三重県 大阪府（三か所）